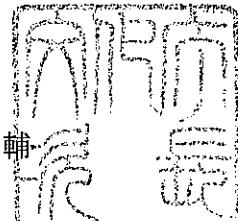




23 庁文第 179 号  
平成 23 年 9 月 1 日

文化庁芸術活動補助事業等採択各団体の長 殿

文化庁次長  
吉田大輔



(印影印刷)

文化庁からの補助金等の適正な使用について（通知）

このたび、文化庁が実施する補助事業等について、東京室内歌劇場が平成 19 年度から平成 22 年度にわたり二重帳簿及び架空の領収書を作成するなどして、また、日本浪曲協会が平成 19 年度から平成 20 年度にわたり架空の領収書を作成するなどして、それぞれ事業費を文化庁等へ過大に報告し、補助金等を不正に受給していたことが判明しました。

昨年の日本オペラ連盟による支援金等に係る不正経理の判明を受け、文化庁では平成 22 年 9 月 16 日付け 22 庁文第 280 号「文化庁からの支援金等の適正な使用について」により、支援金等の適正な執行について周知徹底を行いました。それにも関わらず、こうした不正行為が再度行われたことは、極めて遺憾であり、国と芸術団体との信頼関係を揺るがすとともに、芸術文化を愛する多くの国民を失望させるものです。

文化庁としては、不正受給、虚偽の報告については、厳正に対処することとしており、補助金等の返還、応募の制限だけではなく、詐欺罪や補助金適正化法違反などにより刑事告発などを行う場合もあります。

については、下記のホームページに「補助等を受ける芸術団体等の心得」を掲載しましたので、精読の上、補助金等の適正な使用について、再度徹底していただきますようお願ひいたします。

【掲載ホームページアドレス】

[http://www.bunka.go.jp/geijutsu\\_bunka/josei/hojokin\\_shiyou.html](http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/josei/hojokin_shiyou.html)

※文化庁ホームページの「その他のお知らせ」からもアクセスすることができます。

※昨年度送付しました「支援事業等を受ける芸術団体等の心得」から見直しをしていま  
すので、必ず御確認ください。

（本件担当）

文化庁文化部芸術文化課支援推進室  
室長補佐 猿渡、育成係長 尾曲  
TEL 03-5253-4111 (内線: 2084, 2081)

※内容に関する問合せは「補助等を受ける芸術団体の心得」  
に記載された各事業担当に御連絡ください。